

# さいたま市教組

さいたま市  
教職員組合  
(埼教組)  
TEL 641-6763  
FAX 648-3567  
e-mail  
saitama@kyou  
iku-net.org  
2005.2.10 (木)  
No. 78

●日時 二月一七日(木) 午後六時三〇分  
●会場 大宮教育会館  
来年度に向けて! 採用試験学習会スタート  
科目はもちろん、論文も。講師陣もバツチリ。一人ではなかなかできない勉強も、楽しくできる。今年度の採用試験問題もあります

## 五〇項目について市教委と団体交渉実施

一月二六日(水)、さいたま市教組は、勤務時間・病休取得の保障、学校運営の民主化、施設・設備改善、臨時の任用職員等の勤務条件改善、中学校部活大会の改善、初任研や経年次研の改善、人事評価制度・教育特区等五〇項目に及ぶ要求書に基づく団体交渉を行いました。

病気の時は病休をとり、リフレッシュには年次休暇をとる

組合は、病気の時は、病休の取得を保障するように主張しました。

市教委は「医師の証明等に基づき、療養が必要で、勤務しないことがやむを得ないと認められる場合に承認する」と回答しましたが、組合が勤務時間等の県条例や同規則、さいたま市の管理制度規則、同服務規程には医師の証明等の提出を条件としないことを指摘しました。(ただし病気休暇の期間を決める際には医師の

証明等が必要です)

市教委は、校長が承認するため薬袋や診察券等を示すことで、承認を容易にすることができるとしました。

組合と市教委は、「病気の時は病休をとり、リフレッシュ等のときは年休をとることを確認しました。また、昨年度の交渉で、市教委は「教職員がインフルエンザに罹患した場合、年休ではなく病休である」ことを述べています。

割り振り変更簿の使用は、近隣の市の様子を見て対応する

組合は、病休をとり、リフレッシュには年次休暇をとる

組合は、病気の時は、病休の取得を保障するように主張しました。

市教委は「医師の証明等に基づき、療養が必要で、勤務しないことがやむを得ないと認められる場合に承認する」と回答しましたが、組合が勤務時間等の県条例や同規則、さいたま市の管理制度規則、同服務規程には医師の証明等の提出を条件としないことを指摘しました。(ただし病気休暇の期間を決める際には医師の

て対応する」と回答しましたが、本来時間外勤務があつてはならない教職員の勤務時間を適正化するためにも、変更簿の使用を強く要務時間等、猛暑の時短縮授業を増やす等、猛暑の時期の対応を検討する

大規模障害児学級があることは認識している。解消を図りたい

さいたま市の小中学校で障害児学級が設置されている学校数が、他の一二の政令市と比較し、極端に少ないことを指摘し、大規模学級の解消を強く要求しました。岸町小四三人、常盤小三二人、植竹小三七人、原山小三一人です。

市教委は、「三〇人を超える学級があることは認識している。解消を図りたい方向で努力する」と述べました。

初任研の改善は引き続き検討する

初任者の異業種研修の廃止を要求しました。市教委は「来年度については現在検討している。検討事項に入っている」と回答しました。また宿泊研修については、「検討を重ねている。

中学生社会体験事業(ふれあい3days)の学年決める

回数も慎重に計画する」と述べました。

教員採用試験で今年度導入した「臨任教員勤務実績特別選考」は2006年度採用採用選考でも続けることも明らかになりました。

市教委は、「学校によつては二年で実施している所もある」「日数も絶対三日というのではない」と回答しました。

委嘱研修の発表後の懇親会への出席は市教委自体はお断りしている

委嘱研修の発表後に懇親会をやる学校があるが、市教委は出席を自粛すべきとの要求に、市教委は「一課・二課はお断りしている」「幹部職員のみが可能な範囲で対応している」と述べました。

また、指導案検討等で指導主事との協議が、勤務時間外に行われていることに對し、「事前検討は時間内に行うことが望ましい」と回答しました。

教育特区の資料は、校長に見せてもらつてほしい。学校用の資料である

市教委は一月一八日、内閣府に教育特区の申請をしました。校長は口頭で説明をしていますが、一八日以降は、文書を解禁していません。「市教委は「文書は学校用であり、校長に閲覧を申し出でほしい。校長に対してコピーハダメだとは話していない」と述べました。

文書を読むと、特区申請を全面的に公開すべきです。市教委は文書も含め、情報問題点が多く見いだせます。職場の検討を避けて、強引に推し進めようとの姿勢は、混乱を大きくするだけです。